

生涯学習推進課からお知らせ

1. 予約可能期間の見直しについて(2026年2月2日以降の申込～適用)

生涯学習センター1・2階、各地域公民館の予約ができる期間を、団体ごとに設定します

A: 営利性を伴わない社会教育団体や生涯学習サークル 3か月後の月末まで

B: 営利性を伴う職業的指導者・企業等(学習塾・スポーツジム等) 2か月後の月末まで

【例】

申請日	区分	予約できる日(毎月初日8時30分に更新)
(例) 2月2日に申請 すると	見直し前(すべての団体)	2か月後の月末まで(最大3か月先まで可) → 4月30日まで
	(A) 社会教育団体、生涯 学習サークル等	3か月後の月末まで(最大4か月先まで可) → 5月31日まで
見直し後	(B) 職業的指導者、企業 等	2か月後の月末まで(最大3か月先まで可) → 4月30日まで

2. 施設使用料の設定について(2026年4月1日以降の申込～適用)

- 上記Bの団体が使用する際は、別途施設使用料をご負担いただきます。上記Aの団体は減免制度が適用されますが、参加料や入場料を徴収する事業を開催する際は、施設使用料をご負担いただきます。
- 調理設備を使用した場合は、1時間当たり1台につき100円の使用料が発生します。